

**募集します!** 寄居町国民健康保険  
**運営協議会委員**

町では、国民健康保険の事業運営に関する重要事項を審議するため国民健康保険運営協議会を設置しています。

委員は被保険者の代表4人、保険医、または保険薬剤師の代表4人、公益の代表4人の12人で構成されています。このうち、被保険者の代表4人の委員について公募します。皆様のご応募をお待ちしています。

■**応募資格**／平成28年10月1日現在、満20歳以上の寄居町国民健康保険に加入されている方で、国民健康保険の運営や医療保険に関心があり、町の他の審議会や委員会等の公募による委員になっていない方

■**募集人数**／4人

■**任期**／2年(平成29年1月1日～平成30年12月31日)

■**会議**／年3回程度(平日の日中に開催)

■**報酬等**／町の規定に基づき支給

■**応募方法**／町民課で配布する応募用紙に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに町民課へ直接持参、または郵送、ファックス、Eメールにより送信してください(Eメールの件名は「応募 国保運営協議会委員」としてください)。なお、応募用紙は町公式ホームページからも取得できます。

■**添付書類**／「国民健康保険の運営について」をテーマとした意見、考えをまとめたもの(800字以内とし、手書きの場合は400字詰め原稿用紙2枚以内、パソコンで作成する場合は、A4判1枚で印刷できる設定)。Eメールに添付する場合は、ワード形式のファイルとしてください。

■**募集期間**／10月11日(火)～11月1日(火)必着

■**選考方法**／応募理由や作文から推量される考え方や性別、年齢等のバランスを考慮し、審査により決定します。

■**選考結果**／応募者全員に文書で通知します。

■**提出先・問い合わせ**／町民課(〒369-1292住所記載不要、☎581・2121内線114、FAX581・9160、Eメールcm042g@town.yorii.saitama.jp)へ。

**募集します!** **環境審議会委員**

町では、環境政策を進めるに当たり、環境審議会を設置しています。この審議会は、環境基本計画に関する事項や環境の保全および創造に関する基本的事項について、町長の諮問に応じ調査、審議を行うものです。

委員は9人で構成されますが、このうち2人の委員を公募します。皆様のご応募をお待ちしています。

■**応募資格**／平成28年11月1日現在、満20歳以上の町内在住の方で、地域環境の保全に関する施策に関心があり、町の他の審議会や委員会等の公募による委員になっていない方

■**募集人数**／2人

■**任期**／2年(平成29年2月1日～平成31年1月31日)

■**会議**／年度内1回程度(平日の日中に開催)

■**報酬等**／町の規定に基づき支給

■**応募方法**／生活環境工コタウン課で配布する応募用紙に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに生活環境工コタウン課へ直接持参、または郵送、ファックス、Eメールにより送信してください(Eメールの件名は「応募 環境審議会委員」としてください)。なお、応募用紙は町公式ホームページからも取得できます。

■**添付書類**／「寄居町の環境保全について」をテーマに、町民としてどのように環境保全に携わっていきたいかを併せて記述した作文(800字以内とし、手書きの場合は400字詰め原稿用紙2枚以内、パソコンで作成する場合は、A4判1枚で印刷できる設定)。Eメールに添付する場合は、ワード形式のファイルとしてください。

■**募集期間**／11月1日(火)～21日(月)必着

■**選考方法**／応募理由や作文から推量される考え方や性別、年齢等のバランスを考慮し、審査により決定します。

■**選考結果**／応募者全員に文書で通知します。

■**提出先・問い合わせ**／生活環境工コタウン課(〒369-1292住所記載不要、☎581・2121内線223・224、FAX581・7531、Eメールseikan@town.yorii.saitama.jp)へ。

平成29年度 **保育所(園)新規利用希望者受付を開始します**

町では、来年4月から新たに保育所(園)の利用を希望される方の申込受付を行います。なお、現在利用している児童については、保育所(園)を通じて必要書類の提出をお願いします。

■**受付期間**／11月1日(火)～15日(火)(土・日曜日、祝日を除く)

寄居町の保育所(園)一覧表

区分	保育所(園)名	定員(人)	住所	電話	保育時間	
					平日	土曜日
町立	寄居保育所	150	寄居 1333-5	581・1295	8:30~16:30 7:30~19:00	8:30~12:00 8:00~12:30
	用土保育所	90	用土 3069	584・3209	8:30~16:30 7:30~18:30	8:30~12:00 8:00~12:30
	城南保育所	90	鉢形 2993-1	581・4931	8:30~16:30 7:30~18:30	8:30~12:00 8:00~12:30
	男衾保育所	120	富田 152-14	582・1811	8:30~16:30 7:30~18:30	8:30~12:00 8:00~12:30
私立	こぶし保育園	80	藤田 235	581・3612	8:00~16:00 7:30~19:00	8:00~12:00 8:00~14:00
	ゆずの木保育園	100	秋山 66	581・4932	8:00~16:00 7:30~19:00	8:00~12:00 7:30~14:00
	いずみ保育園	70	保田原 147-1	581・6697	8:00~16:00 7:00~18:30	8:00~12:00 7:00~13:00
	寄居のこキッズ保育園	20	露梨子 411-1	581・0885	8:30~16:30 7:00~19:00	8:30~16:30 7:00~19:00

※保育時間について、上段は基本保育時間、下段は延長保育時間です。

延長保育の利用には、延長保育事業利用申込書の提出が必要です。

※平成29年4月1日から、用土保育所・城南保育所・男衾保育所の延長保育時間が変わります。(現在)平日7:30~18:00 ⇒ (平成29年4月1日から)平日7:30~18:30

利用基準(保育が必要な事由)

- 保護者(父、母、同居の親族等)が次のような状況により、児童の保育ができない家庭が対象です。なお、保護者が児童の保育をできない場合でも、保護者以外の方がその児童の保育をできる場合は利用できません。
- ①保護者が家庭の内外で家事以外の仕事をし、家庭内で児童を保育することができない家庭
  - ②保護者が出産の前後、または疾病・障害の状態、あるいは病人の看護等に当たっているため、家庭内で児童を保育することができない家庭
  - ③火災や風水害、地震等の災害復旧のため児童を保育することができない家庭
  - ④保護者の就学、または職業訓練などで、児童を保育することができない家庭
  - ⑤保護者に就労の意思があり、求職活動を行っている家庭(3カ月以内に就職することが条件です)

保育内容

- 保育所(園)では、児童が心身ともに健やかに育つよう、次のような保育を行います。
- ①日常生活に必要な基本的な習慣や態度を養う
  - ②いろいろな表現活動を通して創造性を養う
  - ③思考力と道徳性の芽生えを培う
  - ④心身の調和がとれた発達を図る

利用年齢

- 町立保育所 1歳から5歳(寄居保育所のみ0歳から)まで  
私立保育園 0歳から5歳(寄居のこキッズ保育園は0歳から2歳)まで

保育料

保育料は、各世帯の町民税の課税状況に応じて定められています。第3子無料化については、条件があり申請が必要です。

申込方法

10月3日(月)から子育て支援課と各保育所(園)で申込用紙を配布します。必要事項を記入し、受付期間(11月1日(火)～15日(火))内に子育て支援課、または各保育所(園)へ提出してください。

その他

町外の保育所(園)の利用を希望される方は、該当市町村へ申込期限の確認をお願いします。なお、申込受付は町子育て支援課です。

問い合わせ／子育て支援課(☎581・2121内線131・132)へ。

**ありがとう善意の寄附**

次の方々から寄附をいただきました。皆さんの善意に感謝し、ご報告します。

【社会福祉のため】

- ▶金11,500円  
=埼玉土建 中央分会 分会長 杉田 昇 様

【保健福祉の増進、および教育文化の向上のため】

- ▶金60,000円=匿名

【教育文化の向上のため】

- ▶金20,000円=深谷市 小林 秀樹 様  
▶金100,000円=東京都小平市 柴崎 衛 様

【公共施設の整備のため】

- ▶金50,000円=匿名

